慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	全人的指導 : 平良木登規男先生を偲んで
Sub Title	
Author	Osten, Philipp
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2025
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.55 (2025. 12) ,p.[1]- 3
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	平良木登規男先生追悼記事
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20251224-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

平良木登規男先生追悼記事

全人的指導

――平良木登規男先生を偲んで――

フィリップ・オステン

2025年の年始、そのお別れはあまりにも突然でした。平良木登規男先生からお誘いをいただき、正月明けに家族で先生のご自宅へご挨拶にうかがう手筈だったのが、1月8日・年明けの初回ゼミの最中にご家族から先生が救急搬送されたと一報を受け、病院へ駆けつけたものの、時すでに遅し、残念無念でなりませんでした。享年82歳でした。

先生のお姿を思い起こすとき、筆者の脳裏にまず浮かぶのは、「全人的指導」という言葉です。大袈裟な表現を好まない先生ご自身は、この言葉を口にすることはめったになかったのですが、その教育者・研究者としての歩み方の原動力をなしていたように思えてなりません。

今から約30年前、1990年代半ばに、平良木先生にはじめてお目にかかりました。ドイツから留学してきて塾法学部の宮澤浩一先生のゼミに所属していた筆者が、大学院の授業・合同演習への参加を許可され、刑事法の錚々たる教授陣の前でやや緊張しながら挨拶をした際に、いち早く声をかけてくださったのは平良木先生でした。ちょうどドイツ在外研究から帰任された先生が、何とすぐに祐天寺のご自宅へお招きくださり、奥様の絶品の手料理と（晩年までドイツの蔵元から毎年輸入されていた）フランケンワインをいただきながら、先生の日独刑事法談義でついつい斗酒なお辞せずということになってしまったのです。このようにいただいたご縁で、日独比較刑事法などについて時おりご指導をいただくこととなり、そして、後に進学した大学院博士課程では、当時の日本の刑法学界ではおそらくまだ白眼視されるような国際刑事法に関する研究テーマを筆者が無謀にも申し出たところ、快く指導教授を引き受けてくださったのです。その後、筆者は司法修習のためいったんドイツへ戻りましたが、塾の法務研究科（法科大学院）発

足にあたり、先生が2004年に初代委員長へ就任される際、その後任として前年に法学部へ招き入れてくださったのです。

先生ご自身は、異例なキャリアを歩まれました。塾の法学部法律学科、大学院修士課程、司法修習を経て1969年に任官された後、20年近く刑事裁判官として勤務されました。そして、札幌高裁判事を務められていたとき、塾法学部からの強い要請を受け、1987年に母校へ戻られ、刑事法研究者としての新たな道を進まれました。司法実務家が大学の専任教員となって研究・教育に従事することは当時、非常に珍しいことでしたが、先生が後にその開設を主導された法科大学院の教育では、学説と実務の対話・協働を担保する上でも、今や広く制度化されるに至りました。

ドイツ・ケルン大学での在外研究中に、先生は「国民の刑事司法への参加」というライフワークとなる研究テーマと出逢い、ドイツの参審制度などに関する先駆的研究が、後に日本の司法改革に重要な影響を与えることになりました。1990年代末から2000年代にかけて、日本型の国民参加（ないし「共働」）制度として裁判員制度の立案に当たる政府の司法制度改革推進本部の裁判員制度・刑事検討会（および公的弁護人制度検討会）の委員として、制度の具体化に向けて尽力され、（元）裁判官としての豊富な実務経験と研究者としての高度な専門的知見とを併せ持った先生は、まさに司法界と学界の架橋として議論の中心的存在となり、現在の裁判員制度の「生みの親」の一人となられたことは疑いもありません。むろん、制度設計にあたり、先生のご主張のすべてが反映されたわけではありません。しかし、たとえば、死刑が対象となりうるような重大事件よりも、「市民感覚を活かしやすいより身近な事件から始めた方が適切ではないか」といった現実的なバランス感覚に基づくご指摘は、現在においてもなお（たとえば、裁判員裁判における「刺激証拠」をめぐる近時の議論が示唆するように）大いに傾聴に値するものであり続けるように思われます。

また、先生は、日本にとどまらず、国際的な学術交流にも大変熱心に取り組まれました。ドイツとの研究上の交流を維持されながら、とりわけ韓国の検察官を20数年にわたり毎年一人ずつ訪問研究員として受け入れられ、その専門的指導を超えて、ご家族も交えた親交を通じて非常に深い絆の土台を築き上げられたことで、日韓の法律家の相互理解の促進に今でも欠かせないほど重要な貢献をされました。

教育者としての平良木先生は、とにかく強い情熱をもって後進の育成に心血を注がれました。とりわけ塾からより多くの法曹を輩出することにも精力的に尽力され、ご自身のゼミ・平良木研究会出身だけでも 100 名を超えたと晩年に語られました。先生の指導スタイルは、極めてユニークなもので、前述のとおり「全人的指導」の一言に尽きます。先生の大らかなお人柄と人間的な懐の深さに接する機会に恵まれた者は、その鮮烈な感銘力を誰しもが感じたことでしょう。先生が説いた学問は、単に法律の学術的スキルを身につけて法曹界や各界で出世するためのものではありませんでした。先生は、法の人間学的側面ともいうべき人格の陶冶を殊のほか重要視され、学理完結型でも、実務追従型でもない、人間力に裏打ちされた法の解釈と適用を通じて、はじめて社会に真の貢献をなしうる法律家になれるのだと説き、そして身をもってそれを体現されたのです。その全人的指導は、義塾で歴任された他の要職、すなわち慶應義塾中等部長（校長）および慶應義塾体育会スケート部長としても、大いに発揮され、多くの卒業生との交流を最期まで大事にされたことからも窺い知ることができます。

ひとかどの卓越した人物は、もうここにはいません。しかし、その学門的・教育的遺産、そして平良木先生への敬慕の念は、門下生のみならず、その指導を受けた各界のすべての人々の心の中でいつまでも生き続けることでしょう。先生、永年の全人的指導ありがとうございました。ご冥福を心よりお祈り申し上げます。